



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大倉 慎
(コード番号 8071 名証第二部)
問い合わせ先
常務取締役 管理本部本部長 森田 誠
TEL (052) 261-3211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ①当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能の強化、業務執行の明確化、並びに意思決定の迅速化を図ることを目的として、現行定款第 20 条取締役の員数を変更するとともに、それに伴い、現行定款第 23 条の役付取締役の所要の変更を行うものであります。
 - ②平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条第 2 項(取締役の責任免除)及び定款第 40 条第 2 項(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。
- なお、定款第 30 条第 2 項の定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。 | (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 |
| < 中 略 > | < 中 略 > |
| (役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> | (役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名 <u>及び取締役副社長若干名を選定することができる。</u> |
| < 中 略 > | < 中 略 > |

| | |
|--|--|
| <p>(取締役の責任免除) 第30条 <条文省略> 2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第30条 <現行通り> 2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> |
| <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 <条文省略> 2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> | <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 <現行通り> 2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> |
| <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>附 則 1. 本定款は昭和30年5月24日から実施する。 昭和32年5月10日改訂 (中略) 平成28年10月1日改訂 (新設)</p> | <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>附 則 1. 本定款は昭和30年5月24日から実施する。 昭和32年5月10日改訂 (中略) 平成28年10月1日改訂 平成29年6月28日改訂</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月28日
定款変更の効力発生日 平成29年6月28日

以上